

# 序論

# 第1. 民法とは

民法=私法の一般法

私法=私的生活を規律する法

一般法=地域・人等に限定されない、一般的な関係を規律している法  
(=基本的なルール)

ex. お金を返して欲しい、慰謝料を支払え、家を売って欲しい

→全て民法の適用あり

cf. 特別法=特殊な事項ないし特殊な人について規定しているもの

ex. 会社法→会社にのみ適用される

# 第2. 民法の構造

## 1. 財産法

### (1) 総則

財産法の全てに適用がある（家族法に適用があるかは争いあり）規定

### (2) 物権

物に対する権利に関する規定

#### ア 総則

物に対する権利全てに適用がある規定

#### イ 各則

各物権（ex. 所有権、抵当権）の専用の規定

### (3) 債権

人に対する権利に関する規定

#### ア 総論（総則）

債権全てに適用がある規定

#### イ 各論

各債権専用の規定

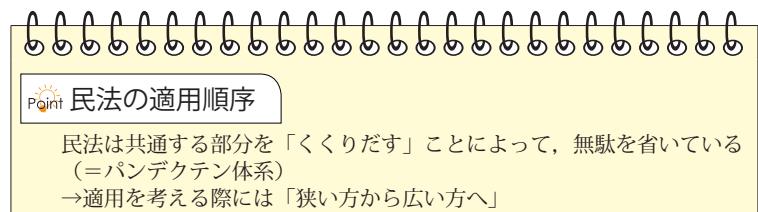
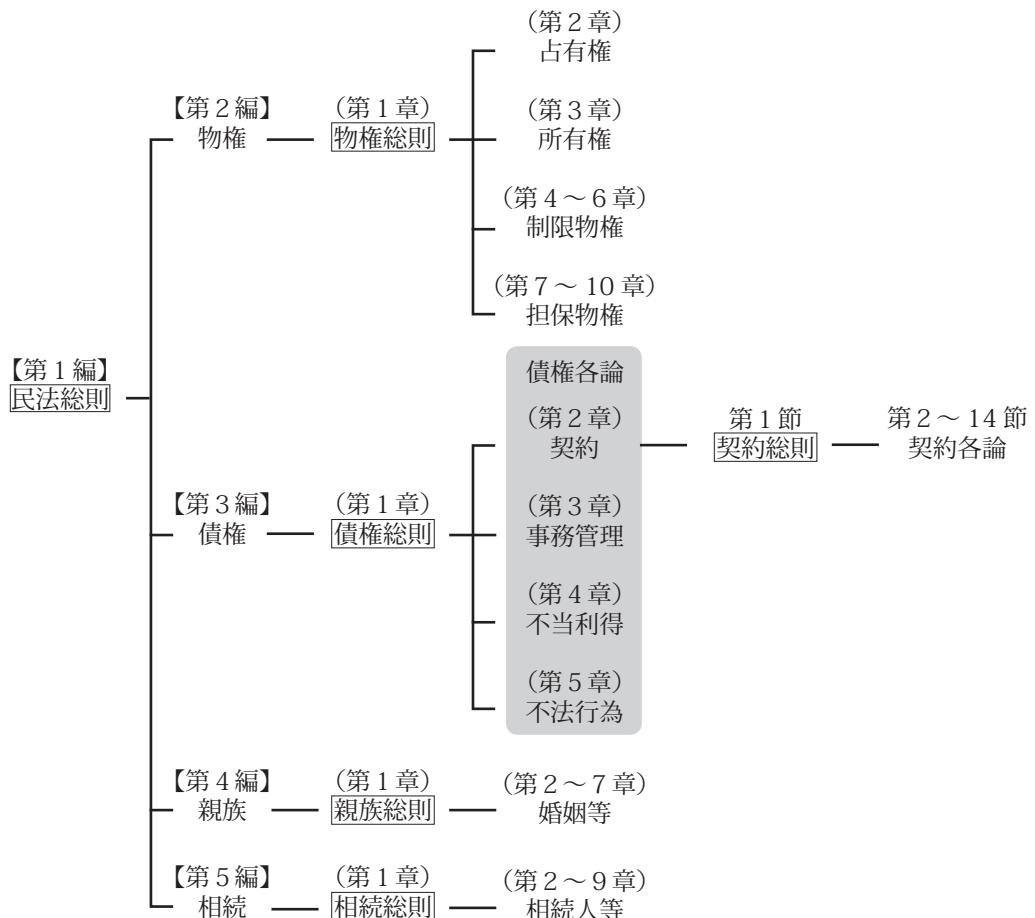
## 2. 家族法

### (1) 親族法

身分関係を規定（ex. 夫婦、親子）

### (2) 相続法

人の死を原因とする財産関係を規定（ex. 法定相続、遺言）



# 第3. 法の指導原理

## 1. 民法の指導原理（三大原則）

### (1) (自然人の) 権利能力平等の原則

すべての自然人は、国籍・階級・職業・年齢・性別等によって差別されることなく、平等に権利・義務の主体となることができるという原則

権利能力→権利義務の主体たる地位

自然人→普通の人のこと cf. 法人

### (2) 所有権絶対の原則

所有権は、何ら人為的拘束を受けず、これを侵害するあらゆる他人に対して主張することができる完全な支配権であり、国家の法よりも先に存在する権利で神聖不可侵であるとする原則

### (3) 私的自治の原則

「自分の思ったようになる」ということ、他人に影響されない

#### ア 法律行為自由の原則（契約自由の原則）

契約したい人だけが契約をすればよいし、契約の内容も自分で決められる

→実は民法（財産法）の大部分の規定は守らなくてよい

∴ 当事者が民法に書いてあることを契約内容とした場合であっても、そちらが優先される

当事者の意思が最も重視されるのが民法（財産法）の世界=意思主義

#### イ 過失責任の原則（自己責任の原則）

自分に落ち度（過失）がある場合にだけ責任を負う。他人に影響されないことの現れ

法律行為制度の内容は後述 24頁

守らなくてよい（当事者の契約が優先される）規定  
=任意規定  
当事者の契約にも左右されず必ず守らなければならない規定  
=強行規定

## 2. 指導原理の修正

「自分の思ったようになる」というのが民法の原則であるが、それを貫徹すると不都合が生じる場合がある

ex. 大家さんが「家賃の値上げに応じないなら出てってもらって結構」という

ex. 自分の生命保険金をギャンブルの掛け金にしてしまう

→このような事態を放置しておくことは好ましくないため、民法の指導原理を修正する必要がある

### (1) 権利能力平等の原則への修正

ex. 外国人の能力の制限（3 II）

### (2) 所有権絶対の原則への修正

ex. 借地借家法

### (3) 契約自由の原則への修正

ex. 公序良俗違反（90）の契約を無効とする



# 第 1 編

## 民法總則

# 1 一般規定

第1. 信義誠実の原則（信義則）	9
第2. 権利濫用	10
第3. 私権の実現	10

## 第1. 信義誠実の原則（信義則）

### 1. 意義

権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならぬ（112）司H20-1-ア～ウ

### 2. 契約関係がある場合

契約で定まった義務のみ果たせばそれで足りるのが原則であるが、一定の場合には信義則に基づいて、本来の義務以外の義務が発生する場合がある

- ex. AがBに、特殊な型の機械の製作及び自己所有の工場への設置を依頼した（なお、代金の支払期日はBが機械をAの工場に設置してから10日後となっている）。Bは機械を製作しAの工場へ設置しようとしたが、Aがいつまで経っても設置に必要な準備をしない
  - 契約上、Aは代金をBに支払う義務を負い、Bは機械を製作した上Aの工場に設置する義務を負う
  - それとは別に、Aは機械を設置するために必要な準備をする義務を負うべきではないか？そうしないとBは機械を設置できず、その結果、代金も受け取れなくなってしまう

### 3. 契約関係がない場合

何も要求できないのが原則であるが、一定の場合には契約関係がなくとも、信義則に基づいて契約関係類似の関係が生じることがある

- ex. 歯科医院を開設したいというBがAに対して、「Aの所有する建物に特殊な電気設備を施した上で売って欲しい」と言うので、Aはその電気設備を施して準備していた。しかし、契約日直前になってBが「やっぱりやめた」と言い出した
  - AとBとの間にまだ契約関係はないから、AはBに対して電気設備の施工等に要した費用を請求できないのが原則
  - それでは、不誠実なBに対して、Aがあまりにかわいそうであるため、信義則に基づいて、電気設備の施工等に要した費用を請求させるべき

## 第2. 権利濫用

### 1. 意義

権利の濫用は、これを許さない（1Ⅲ）

### 2. 権利の行使が認められない場合

ex. Xは、温泉を経営するY会社が他人の土地2坪程をかすめて引湯管を設けているのに目を付け、その土地を買い受けてYに不当に高額な価格での買取りを要求したが拒否された。そこで、XがYに対し引湯管の撤去を請求した

→権利の濫用に当たり、認められない（大判昭10.10.5【百選I 1】）

短 司H20-1-I

不法行為となるには、相当違法性の高い行為（＝「悪い」行為）である必要がある

### 3. 権利の行使が不法行為となる場合

ex. 武田信玄がかつて旗を立てかけたという個人所有の由緒ある松が、近くを通る蒸気機関車の煤煙と振動によって枯死した

→権利の濫用として、正当な権利行使とはいえず、不法行為となり損害賠償責任を負う（大判大8.3.3【百選I 2】）

短 司H20-1-才

#### Point 一般規定の適用

- a 一般規定は、「総則」の中でも「総則的」な規定  
→適用関係からすれば、一番後回しであることに注意（最後の最後、民法の他の規定だけではどうしても不当な結論になってしまう、というときに適用を考える）
- b 一般規定は、その内容が非常に抽象的  
→適用する際は、要件・効果を明確にすること、意識すること

## 第3. 私権の実現

自力救済の禁止=権利者であっても、自分で権利を実現することは許されない

→裁判所を通じて権利を実現するのが原則

∴ 社会秩序の維持

ex. AがBに100万円を貸し付けていたがいつまで経ってもBが返そうとしない。AはBの家に侵入して勝手に金目のものを持ちだして売却し100万円を回収した

→ただの不法行為